

四日市市公契約条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 4 0 号

四日市市公契約条例の一部を改正する条例

四日市市公契約条例（平成 2 6 年四日市市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（受注者等の責務）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号）その他関係法令を遵守しなければならない。</p>	<p>（受注者等の責務）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号）その他関係法令を遵守しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（総務部調達契約課）